第 ７ 号議案

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ７ 年 ２ 月１７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第４２号）の施行に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１１年３月府中市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第８条の２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第７条の規定による勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由により臨時に勤務をさせる必要がある場合には、この限りでない。 ２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 ３　省　略	（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第８条の２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第７条の規定による勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由により臨時に勤務をさせる必要がある場合には、この限りでない。 ２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「３歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 ３　省　略

（特別休暇） 第１４条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、子の看護等休暇 、生理休暇、慶弔休暇、骨髄提供休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 ２　省　略 （子育て部分休暇） 第１５条の３　任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員（第１７条第１項に規定する部分休業の承認を請求することができる職員を除く。）が９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの当該職員の子を養育するため、１日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 ２　子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、市	（特別休暇） 第１４条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、骨髄提供休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 ２　省　略 【追　加】

の規則で定める。	【追　加】
（妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等）	（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）
第１９条　省　略	第１９条　省　略
２　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ３　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	【追　加】
４　任命権者は、職員が第１項又は第２項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。	２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）	（勤務環境の整備に関する措置）
第２０条　任命権者は、育児休業の承認の請求及び介護両立支	第２０条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われ

援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する育児休業及び介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　育児休業及び介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他育児休業及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	るようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施 ⑵　育児休業に関する相談体制の整備 ⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の第８条の２第１項の規定による超過勤務の免除に係る請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）については、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。